令和７年度埼玉県障害者施策推進協議会

参考資料８

第３回ワーキングチーム（Ｂチーム）会議メモ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和8年1月13日（火）10：00～正午

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県庁本庁舎１階福祉部会議室

参加者：遅塚委員（リーダー）、下重委員、渡辺えみ委員、大木委員、酒井委員、

　　　　植村委員

欠　席：なし

他チーム参加者：なし

傍聴者：３人

（事務局）

　皆様、お揃いになりましたので、第３回ワーキングＢチームを始めさせていただきたいと思います。  
　本日は工賃の関係も議題に上げさせていただきたいと思っておりますことから、障害者支援課の職員も同席させていただいているところでございます。

　よろしくお願いします。  
　まず、お配りしてる資料に関しまして、確認をお願いできればと思います。

　～　資料確認　～

　進行に関しましては、遅塚委員にお願いできればと思いますが、事務局としましては、まず工賃の資料から御説明させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

（遅塚委員）  
　よろしくお願いいたします。

（事務局）

　それでは、障害者支援課から説明いたします。  
　普段、担当として、主に就労継続支援Ｂ型事業所の工賃向上のための事業を行っております。

　第８期障害者支援計画等に係る目標工賃についてと書いてある資料に基づいて、説明させていただきます。  
　県障害者支援計画であったり、県工賃向上計画として、県としての目標工賃月額を指標として定めております。  
　現在の計画では、平均工賃月額2万円を目標としていますが、厚労省でも計算方式が変わった影響があり、現在、埼玉県の工賃は目標を超えておりますので、障害者支援計画であったり、工賃向上計画の新たな指標をどうするかということを検討しております。  
　目標工賃を決めていくにあたり、ワーキングBチームの皆様の御意見をもとに決めたいと思っておりまして、本日お時間をいただいております。  
　委員の皆様にお願いしたい事項としては主に2点です。１点目が次期工賃向上計画が令和９年から１１年度までの計画となりますので、令和１１年度までの目標工賃の算定方法について、現在の目標値が平均値をもとに定めていますが、その他に、中央値や最低値であったり、時給換算値等、その他の指標の取扱いについて御意見をいただきたいと考えております。  
　目標方針を決めていく上でのスケジュールですが、前回11月のワーキングBチームで、頭出しさせていただきましたが、本日、当方で考えている検討案についてお話をさせていただきまして、一旦皆様にはお持ち帰りいただいて、後日、メールにて意見照会をさせていただきたいと考えております。皆様から色々御意見をいただいて、その上で検討を行い、来年度1回目のワーキングBチームにて、算定方法を決めさせていただきたいと考えております。  
　補足ですが、県の目標工賃は、報酬で目標工賃達成加算という報酬に関わるものがありますが、県の目標工賃そのものは、直接は関係はなくて、本当に県としての全体の目標であったり、各事業所が目標を設定する上での指標となるものになっています。  
　現在の目標工賃の考え方ですが、障害のある方が、グループホームを利用して、地域で生活することを想定した上で、障害基礎年金であったり、家賃補助を、工賃で賄うことを想定して、月額2万円という形で設定をさせていただいております。先程お話をさせていただいた、国の計算方式の変更点ですが、一年間に支払った工賃総額を、毎月の工賃支払い対象者の年間総額で割った数字で、工賃額を出していたのですが、新しい計算方式は1日当たりの平均利用者数を用いて算定することになっております。  
　旧計算方式ですと、工賃を支払った対象者の数を用いていたので、例えば週５働いている方も週１しか働いてない方も、同じ分母に含まれていたのですが、１日あたりの平均利用者数で計算することで、実態に近づけて計算するようになっております。

　資料には平均工賃の推移を載せさせていただいていますが、令和５年度、令和６年度の実績が、それぞれ20,287円、21,528円という状況です。  
　国において確認中で暫定的ですが、令和６年度全国平均と全国順位を載せていまして、令和６年度順位は当県は全国41位と非常に厳しい水準になっております。  
　次に目標工賃の設定方法、新たな目標工賃の考え方ですが、現在担当として３案考えております。

　簡単に御説明します。

　まず１つ目。シンプルに各事業所の目標工賃の平均値を県の目標とする考え方です。

　昨年12月、各Ｂ型事業所に対して、現時点で、R9～11の目標工賃実績を照会させていただきました。同結果から算出すると令和１１年度に目指す目標値は、25,000円となります。  
　この考え方のメリットは、利用者様のことをよく分かっているのは、各B型事業所だと思います。そういった各事業所の目標を踏まえて、県の指標とすることが出来ることがメリットと考えております。  
　案の２つ目です。

　案１で算出した各事業所の目標工賃の平均値をベースにはしますが、そこに、埼玉県の最低賃金の伸び率をかけ、数値を出しました。  
　令和９年度につきましては、直近の埼玉県の最低賃金伸び率をかけています。令和１０年度、１１年度も同様に伸びる想定で算出しています。  
　最低賃金の伸び率を各事業者の目標工程にかけて算出した令和11年度に目指す目標値は29,000円となります。  
　この考え方のメリットとしては、B型事業者の目標を反映できる点もありますし、埼玉県の賃金の状況を反映させることで、経済動向にも対応した目標ができる点と考えています。

　案３です。

　少し複雑になってしまいますが、まず、目標工賃を２つのグループに分けて想定をしております。１つ目のグループは案２で出した目標工賃が、令和６年度の埼玉県の平均工賃実績21,528円を既に超えてる場合は、案２と同様に最低賃金の伸びた数値を目標とするということを想定するのが案になります。  
　2つ目のグループは、目標工賃が県令和６年度実績である21,528円に達してない場合、まずは21,528円を目指すことを目標として見込みました。

　その上で算出した目標工賃の平均は、令和11年度31,000円となります。

　メリットとしては、平均工賃未満の事業所には、まず県としての指標を設定できることだと思っております。

　現時点で３つの案を御説明させていただきましたが、１点補足です。令和５年度の埼玉県の工賃実績が20,287円で、令和６年度が21,528円です。約6%ほどの伸び率ですが、同様の伸び率で令和11年度まで伸びると想定すると、おおよそ29,000円になります。  
　参考ですが、他都道府県の主な目標工賃の決め方について資料に掲載しました。現時点で、令和６年度～令和８年度、各都道府県がどのように目標工賃を定めているのか調べましたが、今御説明した案１～３に近い都道府県もあります。各事業者が定める工賃向上計画の目標工賃平均値を取る都道府県もあれば、工賃実績に、最低賃金の伸び率、消費者物価指数、工賃実績の伸び率をかけて目標を出している都道府県もあり、この定め方が一番多いところです。  
　御説明した案３、事業所を２グループに分けるという考え方は、東京都の考え方を参考にしております。

　また、全国順位は全国平均のことに算出したり、最低生活費を出して工賃を設定している都道府県もあります。

　現在の工賃向上計画において、いきなり最低生活費を目指すのは難しいので、岩手県の場合は27,000円を目指していく等しており、同様の手法の都道府県もあります。  
　参考として、添付しましたが、令和６年度の県内平均工賃に対して、各事業所がどのような分布になっているかという資料を付けましたので、御確認をお願いします。

　もう１点、検討していただきたい事項として、平均工賃以外の指標の取扱いについてです。各事業所の工賃の実態を客観的に把握するために、指標をどう取り扱うかという点についてですが、案１として、例えば中央値、時給換算値などを新たな目標値として設定することや、案２として目標という形ではなく、中央値や実績換算値を計画等において実績公表して、各事業所の一つの指標としていただくことを考えております。

　資料の説明は以上となります。

　詳細な意見は、後日電子メールで照会させていただきたいと思います。

（遅塚委員）  
　いかがでしょうか。目標工賃を設定するにあたって、どういうやり方がいいのかということ、2つ目は、目標工賃の中身自体、何を設定するのかということがありました。

　後程、メールが皆さんに送られ、それに対して意見を出すということになっていますが、今御説明があった中で聞きたい点があればどうぞ。  
　事務局に質問ですが、例えば、案１から３までの中で、どれがいいかという質問部分と、提案以外にこういった方法がいいという考え方を聞くというメールが後で来る、ということでいいですか。

（障害者支援課）

　そうです。

（下重委員）

　私も就労支援B型事業所に通っています。

　クッキーやパン、喫茶店、ポスティング等色々やっているのですが、私は手の障害があり、あまり働けないので、最近は工賃6000円ぐらいしかもらっていません。

　私の事業所も工賃アップの取組をやっているのですが、職員さんが結構大変で、

パンを焼くのも朝5時頃から対応しています。

　今、物価高で材料費が上がっていて、そこで工賃アップは私からすると、職員さんが大変だと思ったりしています。

（遅塚委員）

　ある程度、障害の重い方が通っている事業所だと、障害のある方が頑張って工賃が上がるというより、実は職員が働いてるのではありませんかという話ですね。  
　他にはいかがでしょうか。

　工賃については、国がやり方を変えてくれて、事業者サイドから見ると、前の計算方法は理不尽で、新しく変わった方がより適切だという意識を持っておられて、もっと言うと、本当は時給で考えた方がいいと事業者サイドは考えていると思います。

　逆に利用者サイドの障害のある方から言うと、実際の生活費として、月にいくらもらえるのか、ということが気になってきます。  
　事業者と利用者、両者の感覚のズレが、私は工賃に係る目標設定としては意外とポイントではないか、と思っています。

　説明にあったように、１個の目標だけでなく、結果的には色々なことも公表するということが皆様の御意見によってはあり得るので、１個の目標を設定して、それだけを公表して足りるというものでは、工賃については無いのだという気がしています。

（障害者支援課）

　今の御意見に関して、工賃向上に関しては、実は職員さんが大変っていうのは、私どもも現場見に行ったりすると、夜なべして色々な作業をして等の話を聞くので、認識しています。

　今回の工賃の設定で私達が大切にしたことが、事業所が実態を把握しているので、それであれば事業所が設定する目標を起点に使おうという点です。その点がこれまでの目標工賃とは変えた点です。  
　働いている人が慣れていて、工賃が高い場合もあれば、障害やその他の状況によって、高い工賃ではない方もいて、だから実態を把握している事業所の目標工賃を我々が計画で目標として定めていくという点を今回大切にしております。

（遅塚委員）

　事業者サイドから見た見方、利用者サイドから見た見方が、それぞれ当然あるので、例えば県が目標工賃25,000円と設定して、結果的に実績が25,000円になった時に、一般の方は、障害のある方は作業所で月25,000円もらえると思ってしまいますよね。  
　実際にはその額をもらえるわけではないから、そういった点は見える化していかないと、数値としてよくないという思いはあります。

（酒井委員）  
　かなり工賃実績の高いところが平均値を上げて引っ張っている実態があります。

　実際は、2万円を切っているところが、かなりの割合を占めている実態を見ると、目標値だけで評価してしまうというのは、実態を把握できにくくさせてしまうということがあると思います。そのため、色々な指標があった方がより現場の実情を把握する意味ではいいのではないかと思います。

　露骨に職員がやったほうが早いと考える経営者も実態としておりますので、目標工賃だけが独り歩きをしていくと、障害のある人たちが本当にお客さんになってしまうという本末転倒な事態になりかねないので、質も含めて、障害のある人達が働くことを総合的に進めていく必要があると思います。そういう意味では、生活を充実させていくための様々なサポートが、政策として展開されていくということとセットで考えないと、数字だけが独り歩きしていくのは、あまり好ましくないのではないかと思います。

（遅塚委員）  
　数値だけで考えてしまうと、極端に言うと、利用者を選別することになってしまいますね。

（植村委員）  
　工賃について、埼玉県の全国順位が41位ということですが、どれぐらい拮抗しているのか、それともかなり付き離されているのか、見えづらいのが１点あります。

　酒井委員が言われたように、私もそもそも年金が低い状況に、この物価高が影響している中で、工賃を上げることが本当にいいのか、実際は職員が残業して、なるべく平均工賃を保証しているのが実態だと思います。  
　そのため、工賃のみに焦点を当てるべきではないと思っています。

　質問なのですが、目標工賃に到達できないとペナルティがあるのでしょうか。

（障害者支援課）

　ペナルティは特にはないです。

（植村委員）

　分かりました。

　目標工賃を達成することについて、皆で理解しないといけないと思いました。

（障害者支援課）

　１点目の御質問にあった、工賃実績が都道府県間で、どれぐらい拮抗しているかという点について、令和６年度、埼玉県は41位ですが、30位の都道府県だと23,600円ぐらいです。  
　20位が24,600円。トップ１０に入ると26,000円。トップが30,000円です。

　全国平均は24,500円になります。  
　一番高い県は徳島県です。

　傾向としては一次産業が盛んな都道府県が上位にあります。  
　都市部は工賃の高くない事業所数が多く、伴って利用者数が多いという実態があります。

（酒井委員）  
　下請けの会社がどんどん郊外に移転してしまう傾向がありますね。また、サービス業が中心の町などで知的障害の人達がやっていた仕事が減っていってしまっている傾向は確かにありますね。

（植村委員）  
　そこまで離されていると思っていなかったので、そうであれば、補填をするといったこともありますが、生活実態の話になりますが、どういう生活をそれぞれ障害当事者がしていて、どれぐらいの給料保証や年金保障が必要なのか、どの地域にいても、相応な生活ができるといいと思います。

（遅塚委員）  
　工賃目標設定方法で、最低生活費から算定している都道府県が結構あったと思います。うちの県で暮らすには、このぐらいないと困るという金額を逆算しています。

（大木委員）  
　私の考えと質問も含めてですが、健常者の最低賃金が高いところですと、結局A型事業所をやろうとすると、どうしてもそれに引っかかってしまいます。

　それが高い県だとA型事業所でやれる事業所が、できないからB型事業所でやるというのが、都心だと結構多い傾向にあると思うんですよね。都内でもA型事業所がない区が結構あって、それは単純にそういった方がいらっしゃらないわけではなくて、最低賃金をカバーできないからB型事業所でやっている。そういったところはもともとA型でやろうとしたぐらいですから、結果的には給料を高めに出せるので、最低賃金は下回りますが、それなりの給料をもらっているというB型が結構多くある。一方最低賃金がすごい低い県になってくると、普通にA型でやれてしまう。なので、本来A型で、その地域だったらやっていた業者がこっちだとB型になるので、工賃を引き上げてしまう。なので、実態から離れてしまうという。実態としては、私が見てきた限り、西日本の方でA型をよく見ていたので、それがやはり都内に行こうとすれば、同じ事業モデルでもB型にせざるを得ないという実例を何度も見ていましたから、そういう背景があるのではないかという点が１点思いました。

　植村委員がおっしゃっていた通りで、生活をするために必要なお金と工賃を同じ数字で見ようとすると、どうしても乖離が生まれてしまう。親がまだ御健在で、お金もあって、という方にとっての働く場としてのB型という意味合いと、例えば資産を持たれている中でB型にいらっしゃる方もいれば、本当に働かないと生活ができないので、B型にいらっしゃる方の両方がいるわけなので、あくまで生活をするためにどういったサポートが必要なのか、その中にある工賃の扱いという観点と、後は、働いたのだから、皆さんで少しでも高い金額を目指して頑張っていきましょうという自己実現等も含めた意味での工賃を上げていきましょうという、いわゆるビジネス上での効率化の意味合いでの工賃向上等の目的を混在して話をしてしまうと、私としては議論が行ったり来たりしてしまうのかなと思いました。

（遅塚委員）

　その通りですね。  
　後、通常の事業所が出す通常の計算の工賃を普通に出してもらって、それを県が集計する際に、どこを取るのかという作業は、事業所にとっては手間が増えないですが、何か別のことを出させようとすると事業所の手間も増えてくることがあるので、その点も考慮が必要と思います。個人的には本当に普通の方法で出した工賃以外に、一人当たりいくら払ったのかという、もともとの数字に近いものも把握はしたいという気持ちはありますけど、色々な数値を出させていくと、それだけで事業所も大変になってくることもあるので、その辺はバランスかと思います。

　あとはメール照会への意見ということでよろしいですかね。それでは工賃の部分は終了です。  
　議題の一つ目は、障害者の地域生活の充実、社会参加の支援についてになります。

　基本的には、そろそろ令和７年度のまとめに入ってきていますので、最終的には参考資料４のように、令和７年度の各チームの着眼点として、まとめられればいいと思います。

　これまでに出ていないことで、大事な話があるので、論点として加えてほしいということでもあれば、大丈夫ですので、お話をいただければと思います。  
　令和８年度が策定年度になります。８年度は計画としてまとめていくプロセスにもなりますよね。そうすると、実質的には、令和７年度にまとめられたポイントが中心になって、令和８年度はそれに従って、ある程度プランの形にまとめ上げていくという作業になってくると思うので、令和８年度に全く新しい視点が出てくると、県としても厳しいと思います。出来れば論点出しは今年度中に出し尽くしていただければと思います。

　ただ、例えば国の動向については、まだ変更があるので、それによる変更等はあるとは思います。

　事務局に質問ですが、議題２その他は何か話題があるのでしょうか。

（事務局）

　御意見をいただいていた地域生活のアンケートについて、御相談したいと思います。

　年末年始にかけて、遅塚委員と植村委員には別途、御相談していたので、委員の皆様に本日御相談をしたいと思っています。

（遅塚委員）  
　具体的に目の前にあるから、アンケートを話合いながら、他のことも考えながらやりましょう。

　以前のワーキングチームにおいて、植村委員から、地域移行という点では、今の暮らしの場がどのような状況か調査した方がいいという御意見があって、生活介護やグループホームという施設の暮らしの場を調査していただきたいということで、例えばご飯のこととか、お風呂のこととか、生活の質に関するものが把握できれば、という御意見をいただいたことを受けて、県がアンケートの下地を作ったという流れであったと思います。少し分かりづらいのですが、生活介護、入所、グループホームとまとめられると、首を捻る方もいらっしゃると思いますが、これは、入所の生活介護という意味の御発言ですよね。だから日中サービスの生活介護ではなく、施設入所支援で、昼間に生活介護をやっている施設と、あとグループホームということで、本来的に言うと地域移行というのは、施設入所支援及び入所施設の方は地域移行に出す元の部分であって、そこから出る先、地域移行する先としてグループホームが現制度では位置づけられているので、地域移行と一口に言ってしまうと入所施設は送り出す方、グループホームは受け取る方ということで、趣旨は変わってくると思います。この観点だけではなく、グループホームの現行の実態については、色々と議題が出ている時期でもありますので、グループホームが増えるのは基本的にいいことだと思いますが、課題があるグループホームだと、人数が少ないだけに、影響が深刻ということも非常に注目されていますので、グループホームについても、調べられればという、２つの視点が入っていると思います。そういった視点で見ていただいて、グループホームの対象、あるいは実際の設問について、御意見があれば御発言お願いします。

（事務局）  
　資料について補足です。黒字の記載が、埼玉県が作成した文章です。赤字で記載されているのが、植村委員から御質問、御意見、追記いただいた内容になっております。

　水色の部分は、遅塚委員と御相談させていただいて、反映した部分になっております。

　緑の部分は植村委員からの御質問に対して、県が書面上で回答している内容になっております。

（遅塚委員）

　こういうことを聞いたほうがいいという御意見もあれば、中身自体でこれは追加したいという意見もあると思います。

　アンケートを取るのは、答える方も集計する方も大変なので、どうせやるなら、聞くべきことを聞くアンケートをした方がいいと思います。

（事務局）  
　アンケートの取り方としましては、Microsoftフォームズというアンケート収集機能がありますので、同機能でアンケートを作成、URLを障害者支援課のメーリングリストを活用し周知したいと思います。  
　今年度中には、アンケートの回答まで収集できればいいと考えております。

　時期的には遅くなってしまって申し訳なかったのですが、次期計画にある程度反映できるスケジュールであると事務局では考えています。  
　実は遅塚委員からも御指摘があったところですが、アンケート案をこちらで作った時に、入所施設の生活介護の部分とグループホームを、混在した形で御質問項目を作っていますので、回答方法については選択式、記述式等考えて、また御相談することを考えています。

　例えば、お話があったように、出す側と受け入れる側で、分かりづらいのであれば、項目はこのまま活かしたままで、それぞれ別にアンケート様式を作る方が分かりやすいと事務局としても考えています。  
　入所施設でかつ生活介護事業について、といった聞き方と、グループホームの生活実態についてといった形の見出しにして、それぞれ分けて、その中から該当するものを抽出して分ける方が伝え漏れがないのかなとも思っています。  
　最終的にフォームズの形にしたものを御覧になっていただければと思っていますので、その上で、項目が不足している等御意見をいただければと思います。  
　もともと植村委員のお話は、受入れ側のグループホームの実態が特にお知りになりたいということがあったと思うのと、入所施設をやられているお立場から、昔はもっと利用者さんと日中活動等色々と取り組めていたのに、なかなか今難しくなっている状況の中で、他の入所施設が今どのような状況かという点もお知りになりたいとのことでしたので。  
　後は入所施設のみ回答項目、グループホームのみ回答項目、書いていない部分は両方等といった質問項目にしていたりします。

（大木委員）  
　誰の満足度を聞くのか理解できなかったので、もう1回説明いただいてもよろしいでしょうか。

（事務局）

　満足度に関しましては利用者になると思っています。  
　施設のあり方ですとか、施設の状況について聞く内容と、施設の方に利用者の方の満足度を聞いていただいたり、確認いただいたりして、御回答いただく内容が、食事の満足度、入浴の満足度というような回答の部分になってくると思っています。

（大木委員）

　仮に20人に聞いたら、20人分の満足度の回答が記載されていて、うちの施設は満足が8人いて、普通が10人いて、イマイチが2人いて、という結果を想定しているのか、それとも、20人に聞いて一番多かった回答は普通だから普通ですとなるのか、どちらでしょうか。

（事務局）

　事細かに把握するという意味で、大木委員が言っていただいた前者の方法で聞くことが良いと思っています。

　一方で、回答率・回収率として、どこまで取れるのかというところと、バランスもあるのかなと思っています。そこを含めて、御相談したいと思っています。

（大木委員）

　承知しました。もし入居者全員に聞くということであれば、不満を言いそうな人にも聞くと思いますが、10～15人選んでくださいと言われたら、聞きやすい人に聞いて多分満足と言ってくれそうな人を選んでしまうと思います。意図せずそういう結果となる可能性があるという点で、この満足度という質問と、今回の施設に関するアンケートの性質が若干混在していることが気になりました。

（酒井委員）  
　移行する先のグループホームの方に課題があるという前提ですよね。  
　その点がよく分かりません。グループホームと言っても、地域移行してきた人だけでなく、色々な人達が住んでいらっしゃるので、その地域移行した人だけを対象に課題を考えるのか、それともグループホーム全体なのか。焦点がボケてしまうのではないかと思ったりしています。

　地域移行に関する課題を、どういうことと想定して調査をするのかっていうのが今一つ見えません。

　例えば地域移行に関する課題と聞いて、ぱっと思ったのは、入所だと家賃がかからないけど、グループホームだと家賃がかかってしまうので、御本人たちの所得はどうなのかといったことです。  
　何を明らかにしようとしているのかが見えにくいと思います。障害者支援施設の方の生活実態について、生活の満足度がどうなのかということの方が浮き彫りになるような気がしてしてしまいます。

（事務局）  
　実際に委員の皆さんが欲しい情報が何なのでしょうか。私達は、委員からの御発言もあったので、どういうアンケートにするかという叩き台を作った時に、地域での生活の場の調査ということで、グループホームに寄せるのは、１つの方法だと考えました。

　また、そうは言いつつ、植村委員の御発言の中で、他の入所施設の生活実態をお知りになりたいということもあったので、混ざっている状況があります。

　どちらかに絞り込むのであれば、グループホームの現状がどうなのかということが皆さんがお知りになりたい中心であると思いました。一方で、事業者に投げかけをして、アンケートを実施する際に、では本当に利用実態を利用者さんに確認してくれるのかどうかと考えると、グループホームは数が多いので、そこまでやってもらえるのかという点がネックだとは思います。

　こちらとしては、どの点を中心に浮き彫りにしたいかという点も含めて、皆さんの御意見を聞きたいです。

　なるべく回収率がいいものにしたいということもあります。

　どこまで計画に反映できるか、という点はまた別として、アンケートについては委員から御意見をいただいて作案しておりますので、御意見をいただきたいと思います。

（酒井委員）  
　何のためにこの調査をするのかっていう、そもそものところをもう一度確認をしたしたほうがいいと思いました。

　個人的には散々言われているグループホームの質部分に係る課題は、どこかで、何らかの形で、可視化していく必要があると思うのですが、それにはどういう調査がいいのかといった点は、中々、簡単ではないので、一個一個考えなければいけないと思います。

（事務局）

　資料の黒字部分は座り良く事務局が作文しました。そのため委員の皆さんの真意を捉えきれておらず、申し訳ありません。

　その点、植村委員が感想として赤字で記載いただいた部分が、まさにアンケート議論の出発点であると捉えております。

　入所施設の方で、この4月1日から地域移行に関して入所者に確認することが義務化される際に、地域移行先であるグループホームが、どういった生活の場なのか分からない。このように記載いただいた部分が、このアンケートの出発点であると捉えております。

（植村委員）

　それもそうですが、そもそもが、ご飯が冷たく提供されるだとか、お風呂が2回しか入れないだとか、活動が何もなくて、廊下でただ座ってるだけの活動もあるということについて、実態を整理した上で、県として、ここに力を入れよう、設備投資をしよう、ということが、まずあるべきだと考えています。

　それがなく、地域移行確認の義務化が実施されたので、それ以前にやることがあると個人的には思っています。ここの施設はご飯が冷たいので、ご飯が温かく出るように、まずは生活改善をしてほしい、改善事項がないのであれば、入所施設に残るか、グループホームに行きたいかといった意向を聞くのは分かります。そこがない中で、地域移行を先に聞いてください、というのは少しナンセンスだと思ったので、まず実態を知りましょう、というお話です。

（遅塚委員）  
　最初の話はどちらかというと、入所施設と一口に言うけど、もっと中身をしっかり確認すべきという話で、グループホームの話は、後から出たことです。  
　だからある意味、入所施設の生活実態を可視化してみようという植村委員の話を聞くと、今色々出てきているグループホームを1回きちんと調べてみようというのは、別の話として調べるなら調べた方が分かりやすくはなるかもしれない。  
　推進課というより、支援課の領域ですよね。計画に反映されるような質問のアンケート部分だけでなくて、日常的に事業者と付き合っている、ある意味トラブルがあれば指導したりという関係を持っている支援課が作った方がいい部分も中身的にはある印象があります。

（障害者支援課）  
　実態を把握するという意味では支援課ですね。計画にどう転ぶかというのは結果論でいいと思います。両委員ともグループホーム・入所施設の実態を調査したい、ということですので。

（遅塚委員）  
　ストレートに計画には結びつかないのかもしれないですね。大事な話ではありますが。

（植村委員）

　その上で、生活改善がなぜできないのか、医療的ケアの人が受けられないのは何故なのか。

　例えば、重度訪問介護を入所施設でも使えるようになれば、改善できます、であるとか、色々あると思います。そのことが課題になっていいと思います。

　なぜ活動がなくて、廊下に座っている利用者の方がいるのか、理由があると思います。例えば、人件費比率と事業費比率がどのようになっているのか調べてもいいと思うし、利用している人たちにとっては一番知りたいことだと思います。

　よく他の施設に行くと仕事をやっているが、なぜこちらの施設は仕事がないのかと聞かれることがあります。実はこっちにお金がかかっているという実態もあるかと思います。その分、一泊旅行は海外に行っている等、何らかの理由があると思うので、印象ばかりが先行しているのだとすれば、そうではないことが分かり合えるといいと思いました。

（遅塚委員）  
　すごく大事だという印象を受けますが、すごい大変ではないですか。

（障害者支援課）

　今の話を聞いて本気でやるなら、予算をとってお金をかけてやらないといけないと思いました。

（遅塚委員）

　1回アンケートをとって、それで片付く話ではないですよね。

（植村委員）

　以前も言いましたが、4人部屋のところがまだまだありますが、自立支援法以降、2人部屋が主流となっています。

　4人部屋から2人部屋にするには、倍の敷地がないと出来ません。それを実行すると、単純に報酬が半分になってしまうので、運営ができなくなるということについて、県は何かしら考えないといけないと思います。

　それをしないと当事者達のプライバシー、生活改善は進まないと思うので、そういったことが明らかになればいいと思います。

　十把一絡げではなく、ここの施設の暮らしをもっと良くしましょうという、重点的な取組でもいいですし、どこに住んでいても同じような暮らしづくりがされているということを目指したいと個人的には思います。

（遅塚委員）  
　実態が知りたいのなら、役所の人が施設見学をしてほしい、というお話も一緒にありました。入所施設と一口で言いますが、利用者が日々生き生き過ごせるように頑張ろうと意識していらっしゃる入所施設も昔よりはあると思うし、かといって旧来通りの運営をされているところもまだまだあるので、外から見て数字で捉えられることは、実際にそこで生活していらっしゃる方の肌感覚と結構違いが出てくるのではないかと思っています。

　そうなると、大木委員のお話にありましたが、誰に聞くのかが大事になります。

　おそらく、事業者に聞くと利用者の満足度は皆いいと○をつけて終わりになってしまいます。  
　例えば、この話題の時、我々の頭の中に描いているのは、知的障害者施設だと思いますが、知的の方の場合、自分一人でアンケートに回答するのは限界があるので、日頃、一緒に過ごしている施設の職員がお手伝いしながら回答を作ることになるのではないかと思います。

　中々御本人の真意をどこまで捉えられているのかと考えると非常に難しいし、逆に言うとグループホームの方だって、本当にグループホームですか？ミニ施設ではありませんか？という施設も出てきている中で、グループホームの生活であれば、皆がハッピーではないし、その点も把握したいし、では何をどう誰に聞いていけばいいのかというと、深すぎて難しいのが正直なところです。  
　建物だけ見ていい悪いを判断できませんし、総2階でコンクリ作りで中廊下だからアウトというわけではないですが、実際何人で何人を見て、この時間帯には何人の人がいるのか、ということが分かると、それなら余暇活動を支援できなくて当たり前だな、等がなんとなく浮彫になるとは思います。

（植村委員）  
　昔は、自治体職員の方が施設に足を運んでくれて、相談に乗ってくれて、実態をよく話し合っていました。今は関係が希薄になっているので、年に1回来るか来ないかという状況です。その頃からズレが生じ始めたと思うし、監査の時だけ準備をすればいいという形になっていると思うと、第三者チェック機能が必要だと思いながら、それが地域移行推進会議等になると思うのですが、少しニュアンスが違っているとは思います。

　後は、監査に来る方が、利用者にどのような暮らしをしてますかと聞いてくれていたことについても、現在は希薄な関係になってきていると思います。希薄な関係というより、加算をチェックすることに一生懸命になってしまっていて、そういうことが一つ一つズレていているとは思います。

（遅塚委員）  
　監査の時に施設を見て歩いたりすることは昔よりは減っているのでしょうか。

（植村委員）

　減っています。

（事務局）

　今は全然行っていないです。以前、福祉監査課にいた職員と話しても、利用者が食事しているところで一緒に食事をとるのが当たり前だったのが、今はそれもしないですし、調理場等への立ち入りも今はしません。  
　各部屋の状況も見たり、各部屋で利用者さんに話を聞く等は以前はやっていたようですが、今はおっしゃる通り、加算の関係の報酬改定で、やってることに対して基本報酬があるわけではなく、やっていることに対して加算するシステムなので、加算の確認で手一杯のようです。

　もちろん利用者さんからもお話は聞くのでしょうが、人数は減っていると思います。昔監査をやっていた職員に聞くと、措置費の時と大分違うと思います。  
　施設数も増えてきてしまっていて、入所施設だけではなくて、事業所数もかなり増えてきているので、手分けしてやるとなると、時間がかけられなくなってきているし、項目的にも量が厳しい点があるのだと思いますが、当然措置の時は入所施設が中心でしたし、今みたいにA,Bと分かれている形ではなく、授産という形で一括りでした。法体系もかなり変わってきています。当時の方法と見方等も、それぞれの事業形態ごとに変わってきている複雑さもあると思います。  
　そのため、中身が見れていないのは、おっしゃる通りだと思います。  
　そして、申し訳ないです。私たちが、適切に理解しきれずアンケートを作ったのですが、配布資料では全く内容が足りていないので、御意見いただいた時に、もっと遅塚委員、植村委員に相談ができればよかったです。  
　利用者さん個人に話を聞くとなると、本当に難しいと思います。

（酒井委員）

　3人程度利用者を抽出して、全員には聞かなくてもいいのではないでしょうか。

　その場合、事業者側が都合のいい人に質問してしまうリスクは含みますが、全くないより、ワンペーパーでいいから、選択式の回答様式等を用意してみる等して出来ないでしょうか。

（遅塚委員）

　やりたい気持ちはあります。意思決定支援の話になってしまいますが、十分な経験を積んでいないと利用者の希望、満足度は聞き出せないです。  
　それこそ、児童施設から大人の施設まで通しでいる人にとって、4人部屋は当たり前だと思いますし、ご飯はこういうものだと思っていると思います。それに対して満足ですかと聞くのも、なかなか厳しいものがあります。

（事務局）

　正直なところ、そういった懸念もありまして、施設側に対してやるのであれば、できると思いますが、利用者に対してという点が、やはり遅塚委員が探していても過去にも調査結果が見当たらないとおっしゃる通りに、難しいと思うところではあります。  
　重度身体障害の方は尚更、この手のアンケートが取れないと思います。では、知的障害となると、施設の人がお手伝いをしてとなりますが、どのタイミングで入所されているかもありますし、逆にグループホームで生活できている知的の方は、事業所に通所されたりもしているので、ある程度ご自身の意思を確認しやすいと思います。

　３名ずつ抽出して、紙に書いてもらったアンケート結果を、施設の方に回答フォームに入力してもらう手間が、果たして可能なのかどうかとも思います。

（遅塚委員）  
　ある程度量的な処理ができるような、広く撒いて状況を探るアンケートと、全数でなくていいから、施設の１人ごとに、例えば何施設、何人か抽出してじっくり聞いてみる質的調査と、分けて考えた方がいいかもしれないです。

（事務局）

　そうすると、やはり、次期計画のための素地というよりは、調査は調査として、実施方法も含めて、別に考えていかないといけないと思います。

　酒井委員の御意見でもそうですが、施設と関係性が高い身体障害に係る施設協議会がありますが、そういった協議会、協会を通してお願いしたほうが良いかもしれないですし、入所施設は100施設程ありますが、入所だけの方がまだ見込みはあると思うので、グループホームは段階的にやる等も考えられます。

（遅塚委員）  
　聞くならある程度ポイントを絞って、深く聞く形にしないと、総花的なアンケートは無駄になりそうな気がします。また事業者から見ると、色々な所から色々な調査が来ます。何回も同じことを答えている現状があると思うので、他の調査で把握できる調査内容は省かないと負担ばかりかけることになります。

　植村委員の御意見を入れていただいたように、本当に生活の細かい部分で、どのぐらい利用者、入居者の御意向が反映される運営をしてくれているのかというのは後日でいい気がします。

　フォームズで回答できる選択肢にしましょう。現況の選択肢より、もう少し絞って叩かないと難しいと思います。

（大木委員）

　4人部屋、2人部屋という事実としてのハード面と、温かい食事といったサービスという意味でのソフト面におけるファクトベースのものに対し、満足度といった定性情報になってくると、バックグランドが関わってくると思います。

　ファクトが、そもそも把握できていないということであれば、一旦はファクトだけに絞って、調査するということで、手打ちにするのはどうでしょうか。  
　その上で、満足度等の定性情報に関して言うと、もっと長期的に、この場なのか、別に障害者支援課なのか、別の方法も考えてやっていくのが現実的であると話を伺っていて思いました。

　ファクトに関しては、それが出ることによって、ポリシーメイキングにおいて役立つと思いますが、定性情報に関しては、それはきちんとしたデータなのか、という疑義も生まれてくると思いますので。

　ファクトがないのであれば、そこを先行するのが時間的にも現実的だと思いました。

（遅塚委員）  
　大木委員に方向性をまとめていただいたと思います。  
　あくまで事実の確認という意味で、確認するのであれば、今までの普通の調査ものではわからないような生活の部分について確認する。  
　お風呂に週何回入ってるかというデータは持っているはずです。

　食事として何を食べるか、選べるかどうかという情報は県は保有しているのでしょうか。

（事務局）

　そこまではないと思います。監査でそこまではやっていないと思います。要は監査項目を確認しないといけないと考えています。

（遅塚委員）

　見たことがある気がします。そこまで細かくはないですが、例えば施設でもパンとご飯が選べるといったこともあれば、全く選択の余地なく、全員が同じものを食べていることもあると思います。

（事務局）

　そうですね。基本的には献立を１ヶ月間分作って、その通りに出しているかどうか、その中でご飯が通常に炊いたものなのか、少し柔らかいものなのかぐらいは選べると思います。  
　要は献立通りのメニューが出ているかどうかが基本的なところです。そのため、ABC定食があります、どれでもいいですということは、よほどのタイミングでないとやっていないという印象があります。例えば、年に1回、クリスマス等といったタイミングです。

（遅塚委員）

　昔であっても、準備があるので、その場では選べないと思います。事前に聞いてパンを出せる等の施設は当時からあったので、多分、今でも調べればあると思います。

　また、日中の過ごし方についても、利用者の皆さんが廊下や広い部屋でゴロゴロ寝ています。柱の角をかじっている場合もあります。

　そういった風景を思い出すと、一体どういう支援なのかというのはすごく思います。どこかに集中して突っ込んで、聞いてみたいと思います。

　大木委員の言っていたファクトの部分で、本当にどのような支援がされているのかということ、特に、県の方は、生きていくのに満たす部分は色々な面で出来ているし、データも取っているけれども、どう生きているかという部分が中々把握されていません。

（事務局）  
　生活水準の部分ですよね。

（遅塚委員）

　その部分は実際に聞いてみたいと思います。

（事務局）

　アンケートについては仕切り直させていただきます。

（植村委員）

　アンケートでは分からないことがたくさんあると思います。見てみないと、話してみないと分からないことがたくさんあると思います。  
　繰り返しになりますが、監査の際に、実態把握も一緒にしていただけるといいと思います。

（事務局）

　嫌がられそうですが、アンケートを１枚つくって、それを別途集めてもらって、３年計画ぐらいで回収していくのも一つの手なのかと思いました。

　そうすると、次の計画の時には県内施設の実態が把握できているのではないかと思います

（遅塚委員）  
　それは監査の役割ではないと思います。監査に同席している障害者支援課の役割だと思います。本当はやらなければいけない部分です。  
　監査は権限を持っているので、間違っていたら指摘して、厳しく文書でぶつける権限を持っています。  
　強い権限を持っているから、逆に権限の発動にはブレーキがかかる印象があります。

　良い悪いではなく、このラインから下に振れるとアウトであるという部分をしっかり見なければいけない役割が監査にはあります。  
　そういう意味では、我々が今話題にしているのは、生活の質を上げることについてです。監査というよりも障害者支援課の役割だと思います。

　監査の職員も異動するので、監査の領域はしっかり見てほしいと思います。監査としては最低限チェックしなければいけない点があるので、国の施策が細かくなるに従って、チェック項目がどんどん増えると、中々見学等に手が回らないのは、仕方がないのも正直あると思います。

（事務局）  
　やり方も含めて仕切り直させていただいて、お話いただいたとおり総花的にではなく、ファクトという点と、他に聞いていない情報について調べさせていただきたいと思います。

　今後の事も含めて、仕切り直して改めて相談をさせていただきたいと思います。

（酒井委員）  
　確認ですが、これは障害者支援施設の生活調査ということですか。

（事務局）  
　そうです。

　受入れ側のグループホームというお話もありましたので、そちらに引きずられすぎてしまいました。

（遅塚委員）  
　グループホームを調べなければいけないのは間違いないです。計画のためのアンケートであれば、御担当は障害者福祉推進課になりますが、今皆が気にしている雨後の筍のように増えているグループホームについて、しっかりやっているのかという心配を調べるとなると、担当課が違うかもしれないです。

（事務局）

　ある程度道筋をつけて、障害者支援課や福祉監査課にどのような協力をしてもらえるか協議しようとも思っていましたが・・・

（遅塚委員）

　項目を絞って、入所施設について、利用者がどれくらい、生き生きとした生活を送れるような状態にあるのかを深掘りして、Microsoftフォームズで入力ができるような選択肢を作るアンケートを計画絡みで考えていただくことと別に、障害者支援課には、グループホーム等の生活実態を調査する必要性を強く感じているという意見を伝えたいと思います。本当は、自立支援協議会の役割なのかもしれません。

　それを担当にお伝えいただければと思います。推進課マターではないと思いますので。

　原案作りにBチームの委員に御協力いただきながら、たたき台を作った方がいいかもしれないです。

（事務局）

　そうですね。整理してまた御相談します。

（遅塚委員）  
　いつでもこちらのマンパワーを使っていただいて結構です。

　それでは、次の議題についてです。

　他のチームの意見の中で、後ろに（Ｂ）と書いてあるのは、Ｂチームに関わる内容ということですね。

（事務局）

　はい。

（下重委員）  
　伊豆潮風館とおおぞら号について、施策推進協議会から提出した提言はどうなっていますか。

（事務局）  
　12月15日付けで日付が入った提言を皆様にもお渡ししてると思いますが、お預かりし、幹部まで報告させていただいています。  
　提言いただいたものについては、全てお答えできるか分かりませんが、関係する担当とも調整し、2月16日の第3回施策推進協議会で御報告できる範囲でお答えさせていただくため準備中です。

（下重委員）

　分かりました。

（遅塚委員）

　２月というと、次年度予算について、知事査定が終わり原案が決まり公開になれば、おおぞら号の予算額がゼロになるということが明確に分かるということですね。

（事務局）

　そこも含めて今時点ではお話ができないので、第3回施策推進協議会のタイミングでお話できればと思っています。その時点で明らかにできるところは出来るだけお話ししたいと思っています。今、部内調整中です。

（遅塚委員）

　第２回ワーキングAチームの中で、Bに関わる話が沢山出ていますね。  
　引っかかったのは、精神障害の方等障害のある方は一般病院を断られる可能性が高い、医療に障害格差があることが問題という点について、Bチームとしては結構大きい話題だと思いますが、実際どうでしょうか。

（酒井委員）  
　あります。睡眠薬を飲んでしまうと、一般疾病で入院したくても断られることは良くあります。

（事務局）  
　そういったことがあるから、精神単科ばかりの病院でなく、そうでない病院が欲しいという御意見はありますね。

（酒井委員）

　精神科では診てもらえない内科疾患は当然一般病院に行くのですが、断られるのは良くあります。

（事務局）

　投薬管理が難しいから、というお話ですよね。  
　その話はよく聞きます。精神の病院は単科が多いので、内科的なところが見られないから、精神の病院に入院したところで治らないし、入院中に内科的な何かがあっても、連携されている病院がある場合は別ですが、一般病院に移動できないという話を聞きます。

（遅塚委員）

　入院に関しての話ですよね。  
　外来の場合は、患者が精神疾患があると言わないから病院も分からず断らない。

（事務局）

　入院の話だと思います。通院の時には自立支援医療を使わずに通常の医療保険を使っているので、内科で例えば風邪を引いた、インフルエンザ等の際は問題ないと思います。

（遅塚委員）  
　知的障害があると、一般病院にも行けないとか、つい緊張すると暴れてしまうから一般病院に診てもらえないとか、ましてや歯科だと怖がってしまうというのはあると思います。  
　ここでは精神障害について書いてあるし、入院は非常に厳しいところがある。一方で普通の外来は精神の方は行けたりする。知的や、身体でも重度の方については一般外来でも難しい実態がある。

　医療を受けられるかどうかというのは、前回健康診断のことが話題になりましたが、普通に生きていく権利として、とても大きな話なので、それに関する施策としては無いと思いますが、お話としては打ち出せればと思います。

　歯科については、埼玉県は色々なところで障害者歯科をやっていただいていて、地域で受けられる部分をもっと増やすという課題はあるにしても、県としての責任の範囲では、頑張ってくれているという印象はあります。

　普通の病院について、県が何かやってくれないかなと思います。

（下重委員）  
　障害者歯科について、この間、朝霞に行きましたが、すごく時間がかかりました。  
　やはり、地域の歯医者でないとダメだと思って帰ってきました。

（遅塚委員）

　でも逆に言うと、朝霞等の県立歯科は、なるべく、まとめてやってくれませんか？  
　普通の歯医者だと、毎週毎週行って、ちょっとずつやって、半年程度かかる場合がありますが、県立歯科は麻酔をかけて一気に全部治しましょう、ということをやってくれるという意味では、待つ時間がかかる代わりに、回数を減らしてくれていると思います。  
　また、なかなか自分で歯の管理ができない方だと、半年、一年かけていると、治る頃には新しい虫歯ができてしまう等、永久にやらなければならない話になってしまいます。

（渡辺委員）

　今年に入ってから、朝日新聞において、行政を考えるという連載がされています。  
　その中で１点、感じ入ったことがあって、連載2回目に出ていらっしゃった方が、娘さんが重度の心身障害のある方で、御主人と2人で介護していらっしゃるということなのですが、障害者に関する介護に関しては、基本家族介護がメインになっているということを仰っていました。

　特にコロナ流行次期は、施設にも行けないし、施設に入ったら絶対面会も出来なかったことが、すごく辛かったというお話をされていました。

　私自身、高齢者介護施設で勤務をしたこともありまして、同じような状況だと思いましたが、介護の方がまだ救われていると思った点は、介護に関しては、地域でケアマネージャーがいてくれます。  
　ケアマネージャーに小さなことでも相談が出来たり、色々な情報を流してくださいますが、障害者が自分から情報を取りに行かないといけなかったりするのは辛い部分があるので、障害者にとってもケアマネージャー制度があってもいいという気がします。

　私はてんかん協会に所属しており、てんかんについては、自立支援医療費の制度もありますが、中には知らずに、ずっと高い医療費を支払っていたという方もいます。  
　もらえる情報は皆がもらえるようになったり、困っていることも相談してみたら、こういう道があるということを教えてくれる人がいるというのを行政から教えてもらえれば、いいのではないかと思います。

　今はインターネット環境がすごく進んでしまっています。てんかんの患者会員は200人前後ですが、てんかん患者自体は推計で100人に1人程度いらっしゃいます。埼玉県人口730万人とすると7万人程度患者がいる計算となります。そういった状況の中、家族会員は200名と非常に少ない。

　病気に関してであるとか、当面困ったことに関しては、インターネットで情報が得られるけれども、そういった場所では拾えない、ごく小さなことを相談する場として使えるのが患者会です。中々加入率があがらない中で、地域生活の充実ということであれば、ケアマネージャーがいると良いと思います。

（遅塚委員）  
　インターネットがあるといっても、自分で拾いに行かないと分かりませんので、向こうから教えてくれるということはありません。そういう意味では役に立たないというのはその通りです。  
　一応相談支援事業所があるのですが、福祉サービスを使っていないと使えないので、自立支援医療だけだと必ず利用できるわけではないし、手帳をもらえる時に、本当は市町村役場で、ガイドブック等に全部制度が掲載されていて、あなたが該当しそうなのは、これとこれ等と教えてくれれば良いのですが、なかなか全部が全部そうはいかないのと、手帳をもらった時にはまだサービスを使う頭がないから、聞く方も良く分からないというのはあります。  
　ただ、家族会とか当事者会は、そういう情報だけでない部分もありますので価値が高いと思います。

（下重委員）  
　私も相談支援事業所を契約して、サービス計画等色々な相談をしています。  
　契約しないと難しいですが、私の契約している相談支援事業所はとてもやる気があって、制度のこととか、介護保険はどうするとか相談に乗ってくれます。そういう制度を使うといいのではないでしょうか。

（遅塚委員）  
　介護保険は給付管理があるので、毎月必ずケアマネージャーと面会しますが、相談支援事業所は、モニタリングといって何ヶ月に一度とか、半年に一度しか会わないことがあります。こちらから呼べば答えてくれるけど、向こうから来てくれる頻度が介護保険に比べて、非常に低いので、そういう意味では課題がありますよね。

（事務局）

　精神だけだと使えないですしね。障害福祉サービスを使っていれば使えますが、精神障害手帳、てんかん等だと難しいと思います。

（遅塚委員）  
　何かあっても、ショートステイでなく、医療に行きますよね。  
　介護保険のケアマネではない、市町村の窓口代わりに市町村から委託を受けている相談支援事業所というのは、大体市町村ごとに１所ぐらいあることが多いので、  
そういうところだと、聞けば色々教えてくれたりしますけどね。

（渡辺委員）  
　そういうのがあるというのも、自分から探しに行かないと中々分からないですよね。

（遅塚委員）

　そうですね。何かに困った、困っている、等と伝えると、それはこうですよと返事が来る、という形ですからね。  
　向こうからあなたはこうだからこうですよ、と言ってくれる仕組みはないですね。

（事務局）  
　御高齢の方の場合、何歳以上という括りで、サービスの提供がほぼ一律で、個人差はもちろん出てくると思いますが、ある程度パターン化できるのに対し、障害当事者の方たちの場合、例えば同じ手帳の級数が付いたとしても、個人個人によって、それぞれの状態が違う可能性があります。

　そのため、欲するサービスも、本当にそれぞれ違う場合があるので、出来ないということではないですが、本当に必要だと思うサービスは、個人ごとに差があるので、どうしてもこれが欲しい、こうしてほしいということについて、当事者本人から、聞きに行ってもらうしかない現状があります。

　今、制度的に追いついていないということは、皆さんの話を聞いて感じました。

　視覚障害の方達にも言われましたが、眼科の先生が少し教えてくれればいいのに、というお話を伺いました。そうは言っても、サービスにつながるためには、市町村の障害福祉窓口とつながり、そこに相談に行けるのが、一番良いと思いますが、そこまでたどり着いていない方もいらっしゃるので、その点、どこから発信してもらうのが一番いいのか、検討が必要と思います。

（遅塚委員）

　てんかんの専門外来や、てんかんの専門看護師という制度はないのですか。

（渡辺委員）

　専門医はいます。また、拠点病院があるにはあります。  
　しかし、埼玉県だと埼玉医大で、毛呂山町にありますので、近くならいいですが、さいたま市に居住する方からすると、遠いとの意見もあって、東京に出た方がいいという方が多いです。

（遅塚委員）

　福祉分野につながらなくても、てんかんのような病気の場合には、専門の看護師等が福祉サービスの案内をしてくれることが、現実には多いと思います。

　時間も迫ってきましたので事務局に伺いますが、今後の進め方はどのようになりますか。

（事務局）

　次回が第3回推進協議会が2月にあり、来年度になると、6月に第1回施策推進協議会があります。  
　その時に重点課題については絞り込んだ形でお話を進めていくことになるので、どうしてもこれだけは施策体系に入れていきたいですとか、今ある体系を変えたいといったことがあれば、お伝えいただき、事務局で素案を作ります。

　その重点課題を用いて、計画に掲載できるかどうか、どこにどのように反映していくか庁内調整を７月には行っていくことになります。

　計画内に掲載している提言が、今の現行計画を作る際に、いただいているものになりますが、例えばBチームについては、各項目に（１）（２）と書いてあるところを重点課題として形で出していただいて、その下の文章は、御意見を集約したものをいただきます。  
　どうしても載せたいと話をされても、事業が伴わないと施策として掲載しづらいので、こういったことができないかといった点や、こういう必要がありますという点をまとめさせていただいたものを、県庁の関係課と調整します。  
　それが6月の施策推進協議会にお諮りして、6月末ぐらいに始める作業になってくるので、項目立てされているものが重点課題になるとすると、どうしてもこれは取り上げておきたい、今ある計画を少し変更したいといった視点でまとめ上げていかなければいけないです。

　今までの議事録等を見て、どうしてもといった部分を、素案として抜き出しをさせていただこうと思います。

（遅塚委員）  
　基本的には1回目、2回目で出た意見の中からピックアップしていただくということになると思います。

（事務局）

　１個ずつ事務局で精査させていただいて、例えば、先程医療機関の話が出ましたが、精神だけの話でないとすると、病院への周知方法というのが各障害分野ごとに違ったりしますので、差別の部分も含むと思いますが、Aチームにも関わる部分もありつつ載せることになります。

（遅塚委員）  
　なかなか難しいとは思いますが、いつも言っているとおり、県の施策がないから載せないということより、総論のような部分で、ぜひ、県はこう思っているみたいな主張を記載していただければありがたいと思います。

（事務局）

　そのあたりは検討させていただいて、来年度に向けて、こうあるべきなので、現状はこうだが、ここに向かって進めていきたいという内容で記載したいと思っております。  
　それとは別に、現在の施策だけだと不足なので、追加した方がいいというようなものがあれば、皆様の御意見を集約させていただき、この御意見は現行施策の、この番号のところだけど、過去にもこういう御意見があったので、ここの部分は書き換えても、事業として反映できるかどうか、といった聞き方をさせていただけると思っていますので、それはまた整理して御覧になっていただいて、御意見があればもらえればと思います。

（遅塚委員）  
　2月の施策推進協議会で各チームのまとめの了解をとって、年度が終わりということですか。それとも来年の6月に了解を取るのですか。

（事務局）

　重点課題については来年6月に了解を取ります。2月の段階では、今回までのお話を御報告いただくこととなります。そこから最終的な絞り込みに入っていくことになります。そこまでに何かまた御意見があればいただく形にさせてただきたいと思います。  
　今年度は、現行計画の策定前年度と動きが変わってしまっているところもあり、皆様から、計画本体に対して御意見を深くいただく時間がワーキングでも取れていないと感じています。

（植村委員）  
　障害者の家族が高齢化をしていきます。家族が高齢化して、障害者が家に帰りたくても帰ることができなくなっていきます。

　高齢の家族がグループホームや施設に入るようになっていくケースもあります。

　本来であれば、障害者とその親は近くに住めるといいと思います。

　親も選んだり子も選んだりはするでしょうが、そういうことは、考えられないものでしょうか。  
　たまたま同法人の中で、高齢、障害、保育もやっているところはやりやすいのですが、そうでないと実現が不可能なところもありますし、我々の法人に対しても、高齢者施設を作ってほしいと要望があるのですが、なかなか実現できません。

　そういう問題について、課題意識として今まであったのか、どのように考えていらっしゃるのか聞きたいと思います。

（事務局）  
　具体的にはないと思いますし、親御さんのお考えにもよりますけれど、これまでは入れられるところに入れるという考えの親御さんが多かったと思います。

　入所施設に50代になって初入所されるとか、保護者の方が80歳ぐらいになって、いよいよ面倒が見きれないからとなると、入れるところに入れるということで、現在居住地と入所施設がすごく離れている例があります。

　これは本当に今後の課題かもしれませんが、地域で生活するのか、入所施設の方がいいのかという点も、もう少し早い段階から相談できるような仕組みがあるといいと思います。

　そうすれば、御両親がいらっしゃるところと障害当事者の方が入所する施設やグループホームが隣接している場所が選べる可能性があると思います。

　制度的にあるかというと、ないと思いますし、市町村もおそらく、そこまで考えて相談にはのっていないと思います。  
　御両親がどこまで希望されるのかというところも、実態として把握する術がないので、後になってみればそういうお考えであるとの御発言はあるかもしれないですが、親の方も必死に子供を入所させないといけないということもあって、まずは受け入れてくれる施設を、という探し方であるのが、これまで色々な方達の話を聞いていると多数の現状なのではないかと思います。

　個人的な意見となりますが。

（植村委員）

　今お話しされたように、待機者が暮らしの場だけでも1600名ぐらいいるわけじゃないですか。その中で埼玉県で、家族が高齢になった時に、近隣に暮らしの場があるかとなった際、そこが分断されてしまうと思うと、何らかの手が打てるといいと思います。  
　この間、うちの施設で、家族がグループホームに入る時に、同じ市内にたまたま空きがあったので、そこに入れた方がいました。週に1回ぐらいタクシーで白岡市の入所施設にお母さんが来ているという話を聞いて、そのようになれば理想的だと思いました。それが施設の目標になればいいと思いました。

（遅塚委員）  
　親御さんが認知症のグループホームに入って、お子さんが障害のグループホームに入って、一緒に入れればいいのに、というのは昔からあるんですよね。

　結構、措置の時代はルーズなこともありましたが、契約になって介護保険になってからは、ほとんどできなくなってしまいました。  
　一定年齢に近ければ、障害のお子さんも、高齢施設の一部を利用したりといったことがあったのですが、今はもうアウトですからね。

（植村委員）

　その辺が曖昧になるといいですよね。

（遅塚委員）

　本当はいいですけどね。その点が、どんどんどんどんキッチリしてきているので。

（酒井委員）  
　一点だけ確認です。今のことについて、待機者の分析について、待機者がどのぐらい本当に緊急なのか、、どの地域にどのぐらいの待機者がいるのか、分析はされているのですか。

（障害者支援課）

　1500人ぐらい待機者がいて、当県では150人ぐらいが緊急性が高いと捉えています。

　ただ、施設の方からは、名簿の上位に載っている方でも電話確認すると、今は入所を考えていない、将来的には入所を考えていると言われてしまうと、いまだに御指摘いただきます。

（遅塚委員）

　待機者という言葉は、実態と全然違うから使わなくなったのではないですか。

（障害者支援課）  
　国の方でも用語として、いまだに使用しています。

（遅塚委員）

　ということで、（１）（２）に関して時間が取れなかったということもあるので、資料を見た上で、特に重点的にこの部分が、あるいは現行の計画のこの部分についてであったり、ABC各チームの意見に、この点は明確に追加してほしいといったことについて、御意見があれば締切を設けて、聞くということはできますか。

（事務局）  
　本日の議事録をまとめさせていただき、内容確認していただくので、その時に期限を切らせていただいて、これだけは、という意見があれば、一緒に聴取させていただくという形で聞きたいと思います。

（遅塚委員）  
　今日言えなかった部分については、後で改めて意見照会が来るのを待っていただければということですね。

　それでは事務局にお返しします。

（事務局）  
　本日はありがとうございました。

　改めて意見照会をさせていただきたいと思います。

　アンケートにつきましては、まとまりがなく申し訳ありませんでした。

　また、引き続きよろしくお願い申し上げます。